

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第八号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和二十九年佐賀県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

佐賀県立鳥栖高等学校	全日制課程	普通科	昼間
	定時制課程 （単位制による課程）	普通科	夜間

佐賀県立鳥栖高等学校	全日制課程	普通科	昼間
------------	-------	-----	----

佐賀県立三養基高等学校	全日制課程	普通科	昼間
佐賀県立唐津青翔高等学校	全日制課程	普通科	昼間

佐賀県立三養基高等学校	全日制課程	普通科	昼間
-------------	-------	-----	----

改め、同表の佐賀県立太良高等学校の項中「全日制課程」を「全日制課程（単位制による課程）」に改め、同表の佐賀県立高志館高等学校の項中「園芸工学科、緑地土木科」を「園芸科学科、環境緑地科」に改め、同表の佐賀県立佐賀

農業高等学校の項中「生産科学科、食品産業科、生活文化科、農業土木科」を「農業科学科、食品科学科、環境工学科」に改め、同表の佐賀県立鳥栖工業高等学校の項中「機械・電気科」を「普通科、機械・電気科」に改め、同表の佐賀県立佐賀商業高等学校の項中「国際経済科」を削り、同表中

「

佐賀県立神埼清明高等学校	全日制課程	総合学科	昼間
--------------	-------	------	----

を

「

佐賀県立神埼清明高等学校	全日制課程	総合学科	昼間
佐賀県立唐津青翔高等学校	全日制課程	総合学科	昼間

に

改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていた課程又は学科で、この規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則別表第一に定められていないものは、同表の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日に当該課程又は学科に在籍する者が当該課程又は学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。